

第12回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成20年3月5日(水)午後2時00分～午後4時30分

2 開催場所

裁判所大会議室(6階)

3 出席者

(委員・五十音順)

一宮和夫委員, 岩藤美智子委員, 高橋潔委員, 中村有作委員, 東正博委員, 平松敏男委員, 廣永伸行委員, 藤原健史委員, 松元範夫委員, 三宅盛夫委員, 村瀬正明委員及び森陽子委員

山上晃稔委員は都合により欠席

(事務担当者)

妹尾次男事務局長, 劔持誠事務局次長, 安原伸総務課長及び仁科喜勝総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会宣言(総務課長)

(2) 所長あいさつ

(3) 新任委員の自己紹介

岩藤美智子委員, 中村有作委員, 平松敏男委員, 三宅盛夫委員及び森陽子委員から自己紹介があった。

(4) 意見交換

「国民から見た裁判所像」について意見交換が行われた(発言の要旨は5のとおり)。

(5) 次回の予定

日時 平成20年7月2日(水)午後2時

テーマ 未定

5 意見交換の発言要旨

裁判所のホームページに裁判の傍聴や見学のサイトがあり、申込み方法や問い合わせ窓口も明記されていたので、昔の裁判所に比べてアクセスしやすくなった印象を持っている。また、これらの情報以外にも、裁判手続の案内や、裁判官に関する情報も掲げられているので、裁判所の敷居が低くなったと驚いている。

裁判員制度がひかえているので、高齢者等の情報を入手するについて困難と思われる方々からもアクセスしやすい環境を整備する努力をしていただきたい。

岡山地裁のホームページで管轄に関する部分を見たところ、市町村の統廃合により今はなくなっている町名が出ていたので、新しくて正確な情報をアップデートするように心掛けていただきたい。

ニーズがあれば、裁判所も午後8時まで利用できるようにするとか、休日も利用できる環境を整備してはどうか。

被害者が証人として意見を述べる際に、遮へい措置を講じたり、加害者と会わないように配慮している点はあると感じている。被害者の中には、加害者と同じ建物の中にいると思うだけで呼吸が苦しくなったり、フラッシュバックが起きたりする人もいるので、被害者が休憩できる小部屋を確保してもらえると助かる。

新聞は第1面が顔であり、前日の国内外の重要な事項5項目、具体的には、政治、選挙、行政の施策、事件、事故を取り上げるが、実は裁判のニュースを取り上げる頻度は高い状況にある。つまり、裁判は読者にとって関心が高いと新聞社は感じている。しかし、裁判所と市民が身近かどうかは別で、被害者になるとか、原告か被告にならないと関わらないところであり、関心はあるが極力縁のないところであると感じている市民が多いのも事実である。

このことからすると、裁判所は積極的な情報発信を行っているのかという

ことになる、いくぶん欠落しているのではないかと感じている。例えば、地家裁所長が定例会見を開き、情報の提供を行ってみてはどうか。

情報の発信方法としては、役所が独自の広報を行う場合と、マスコミを通して発信する方法がある。前者の場合は費用が必要であるが、後者の場合は費用は掛からない。裁判所も何らかの媒体を通して情報の発信を試みてもよいのではないか。

新聞の「ちまた欄」に寄せられた県民の不満の声に対する回答は、2週間以内を目処に回答することを心掛けている。

何日も前から仕事をやり繰りして3日間仕事を空ける手だてをし、裁判員候補者として裁判所に出頭したにもかかわらず、裁判員に選ばれなかったとして、「昼から帰ってください。」というのはいかがなものかと思う。この辺のことをもう少し裁判所に考えてほしい。

裁判員選任手続期日とは別の日に裁判をするのが裁判員候補者には負担が少ないので、検討すべきである。

G8の中で国民が司法に参加していない先進国は日本だけだと財界、経済界が法律家のOBを後押ししたことも裁判員制度を導入したきっかけの1つである。これまでの裁判がよくなかったということではなく、より良くしようとの意図もある。新たな制度を導入すること自体、生みの苦しみはあるが、職責として受け止めるべきであると考えている。

裁判員制度の議論を通じて、刑事裁判が活性化したことは間違いのないと思っている。

新民事訴訟法が施行されてから、裁判所は大きく変わったと感じている。弁論準備手続が導入され、議論が分かりやすくなった。つまり、争点を絞って議論を交わすと、自ずと結論が見えてくる。

当委員会の性格と任務を明確にすべきではないか。単に意見を出してもらうだけでなく、意見が出れば、次に、委員会としてそれをどう解決するかを

検討してはどうか。

以 上